

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請について	…	2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について	…	3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案	…	5
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	…	7
指定整備事業者の行政処分について (株式会社ビーエムホールディングス)	…	8
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ホンダカーズ神奈川北)	…	9

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年3月14日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C36
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年2月29日
 - ② 申請者：株式会社群馬バス
 - ③ 適用路線：群馬県内一般路線バス
 - ④ 平均改定率：21.84%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
高崎駅～箕郷営業所	520	660	21,840	27,720
高崎駅～室田営業所	650	860	27,300	36,120
高崎駅～榛名湖	1,330	1,480	55,860	62,160
高崎駅～イオンモール高崎	390	530	16,380	22,260
前橋駅～イオンモール高崎	350	500	14,700	21,000
前橋駅～箕郷営業所	570	720	23,940	30,240

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

23C23号

令和5年10月12日付で公示した一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、下記のとおり一部区間の廃止を取りやめる旨届出があったので公示する。

令和6年3月14日

関東運輸局長 勝山 潔

記

1. 事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：23C23

2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

千葉中央バス 株式会社

3. 廃止を取りやめる路線

千葉県千葉市若葉区千城台南3-1-5地先から

千葉県千葉市若葉区坂月町210-4地先まで

0.7キロ

千葉県千葉市若葉区若松町2087-6地先から

千葉県千葉市若葉区坂月町13-2地先までのうち、

3.3キロ

千葉県千葉市若葉区坂月町210-4地先から

千葉県千葉市若葉区坂月町13-2地先まで

0.45キロ

4. 届け出ていた廃止の日
令和6年4月1日

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年3月14日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B56号 京急横浜自動車 株式会社

1. 令和6年1月10日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 運賃の種類

平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1.(1)ハ⑤に定める一括定額運賃

2. 一括定額運賃を適用する地点又はエリア

東エリア及び西エリア ～ 京急百貨店(横浜市港南区上大岡西1丁目6-1)

※東エリア(横浜市港南区上大岡東1丁目、2丁目及び南区大岡4丁目)

西エリア(横浜市港南区大久保2丁目、3丁目及び港南2丁目)

3. 一定期間あたりの販売数、利用回数の上限及び利用時間帯

1ヶ月間あたりの販売数の上限 各50束

利用回数の上限 1束あたり11回

利用時間帯 平日午前10時～午後8時

4. 定額運賃の額等

(1)算出の基礎となる運賃等

① 距離制	普通車 初乗運賃	1.091Kmまで	500円
	加算運賃	239mまでを増すごとに	100円

(2)設定する定額運賃の額

【東エリア】

7,100円(乗車11回分)

【西エリア】

8,100円(乗車11回分)

5. 適用方法

- (1) 車種区分は、平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」3. の区分に基づき設定した公定幅運賃の車種区分による。
- (2) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作することとする。
- (3) 運送途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による一括定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、もしくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による一括定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は、運賃メーター器の表示額によることとする。
- (4) 駐車料金、有料道路利用料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は、旅客の負担とする。
- (5) 障害者割引は適用しないものとする。
- (6) 一括定額運賃は、あらかじめ京急百貨店及び営業所等において前払いにより乗車券(11回分)を発行し、乗車時に乗車券が提示された場合に限り適用する。
- (7) 乗車券を使用して乗車しようとする者は、乗車時、乗務員に乗車券を渡すことにより、一括定額運賃を適用するものとする。
- (8) 乗車券の代金払い戻しは行わない。
- (9) 乗車券の有効期間は発行日より1年とする。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年3月14日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B57号 株式会社 丸越

1. 令和6年2月14日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社ビーエムホールディングス
代表取締役 若山 哲也
東京都多摩市貝取五丁目3番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
 - (1) ビッグモーター 石岡店
茨城県石岡市八軒台18番29号
指定番号 関東指第5-1380号
 - (2) ビッグモーターつくば店
茨城県つくば市学園の森3丁目45番地1
指定番号 関東指第5-1387号

3. 処分の内容
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和6年 3月 8日 から
令和6年 3月12日 まで 5日間

4. 処分の理由
道路運送車両法第94条の8第1項第4号の規定違反

令和6年3月8日

関東運輸局長 勝山 潔

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホンダカーズ神奈川北

代表取締役 田淵 大介

神奈川県川崎市麻生区上麻生四丁目19番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

H o n d a C a r s 神奈川北 川崎多摩店

神奈川県川崎市多摩区菅馬場1丁目2番1号

認証番号 第2-1735号

指定番号 関東指第2-712号

4. 期 日

令和6年3月18日（月）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年3月7日

関東運輸局長

勝山 潔